

小児かかりつけ医に関するお知らせ

2024.06.18

当クリニックでは、小児患者様に対しかかりつけ医機能を持つ診療所と評価され、小児かかりつけ診療料を算定させていただいております。

そのため、当クリニックを継続して受診され、同意された患者様に、小児科の「かかりつけ医」として次のような診療を行います。

1. 急性疾患を発症した際の対応の仕方や、喘息その他乳幼児期に頻繁にみられる慢性疾患の管理等について、かかりつけ医として療養上必要な指導及び診療を行います。
2. 他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用して、患者様が受診している医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。
3. 患者様について、健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導を行い、保護者様からの健康相談に応じます。
4. 患者様について、予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導を行います。
5. 発達障害の疑いがある患者様について、診療及び保護者様からの相談に対応するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等を行います。
6. 育児不安等の相談に適切に対応します。